

# 消費生活センターで安心生活

5月は消費者月間です。この月のテーマは「つながろう消費者く安全・安心な暮らしのために」。新たな手口の悪質商法も現れ、被害額も大きくなっています。進んで知識を習得し、情報を収集して賢い消費者になりましょう。

問い合わせは 消費生活センター ☎027-1230-1755

## 消費生活相談

悪質商法による被害や商品の購入など、事業者との間に生じたトラブルや疑問について、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。昨年度、消費生活センターに寄せられた相談は2,211件。相談内容は左表のとおりです。  
相談時間 午前9時～午後5時（土日曜・祝日・年末年始を除く）

平成25年度商品・役務別相談件数		
順位	商品・サービス	件数
1	パソコン・携帯による通信サービスのトラブル	440
2	詐欺的投資、多重債務関係	297
3	健康食品の送りつけ	214
4	新聞契約、パソコン機器、皇室本	154
5	架空請求	104
6	冠婚葬祭の会、互助会、祈とうサービス	91
7	賃貸アパート、ソーラーシステム、住宅リフォーム	91
8	医療費などの還付金詐欺、寄付のダイレクトメール	89
9	ミシン業者の積立金、消火器、家庭用品	81
10	洋服・バッグなどの購入、貴金属の買い取り	70

講座・セミナー  
同センターでは、次の講座などを開催しています。

①消費者問題の専門家が分かりやすく講義する消費者講座  
②消費生活啓発員や市職員が地域に出向き、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などを交えて説明する出前講座  
③生活に役立つ知識を学ぶくらしのセミナー。

## 食品の放射性物質検査

自家消費を目的に栽培、採取した物の放射性物質の検査を行っています。詳しくは、同センターへお問い合わせください。

## 悪質商法にご注意

「民事訴訟告知通知書」などと書いた架空請求のハガキを送りつけてきます。このような請求は無視し、連絡しないようにしましょう。

## 劇場型利殖商法

知らない業者から突然パンフレットが送られ、複数の業者が劇のように役割を演じながら、言葉巧みにだます手口です。絶対にもうかるうまい話はないので、きっぱりと断わりましょう。

「ワンクリック詐欺」  
パソコンや携帯電話のアダルトサイトで、利用料金や利用規約を明確にせず、クリックするとすぐに「登録完了」などと表示し、高額な料金を請求します。おかしいと思ったら支払わず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

「悪質インターネット通販」  
インターネットで商品を購入しても、偽物だったり商品が届かなかったりする相談が増えています。有名ブランドのホームページと誤解させるようなサイトも。日本語で書かれていても、海外の販売業者が運営している場合もあるので注意が必要です。



新聞の長期購読は慎重に  
事例 一人暮らしの母が体調を崩して長期の入院をすることになりました。新聞が届いていたため母に聞きました。「数カ月前に勧誘が来て契約したがいつまでかは覚えてない」と言われ販売店に電話をしました。「6カ月前に3年間の購読契約を結んでいる」と言われました。

回答 訪問販売は8日以内であればクーリングオフができますが、期間経過後の解約については、購読期間のある契約については、解約することはできません。しかし、昨年11月に新聞の業界で「購読契約に関するガイドライン」ができ、入院や読むのが困難な事情がある場合は解約交渉ができるようになりました。まずは消費生活センターに相談してください。

また、仕事で転勤になったり、視力の衰えなどで購読が難しくなったりするなど、生活が変わることもあります。長期間の契約は慎重に検討しましょう。

問い合わせは 消費生活センター ☎027-1230-1755

## 本市の魅力を映像に まえばしCMフェスを開催

問い合わせは 市政発信課 ☎027-898-6644

本市出身の清水崇監督を特別審査員に、前橋の魅力をPRする映像作品のコンテスト「まえばしCMフェス」を開催します。プロからアマチュアまで誰でも、何点でも応募できます。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

募集期間 = 10月1日(水)～12月26日(金)

テーマ = みんなに伝えたい、大好きな前橋



特別審査員の清水崇監督

応募作品の条件 = 前橋の魅力をPRする60秒以内の映像作品

各賞・賞金 = 〈最優秀賞1人〉20万円 〈優秀賞1人〉5万円 〈入賞2人〉2万5,000円

## 5月31日は世界禁煙デー 受動喫煙から赤ちゃん・子どもを守ろう

問い合わせは 健康増進課 ☎027-220-5784

### 世界禁煙デー・禁煙週間

5月31日(土)は世界禁煙デー、5月31日から6月6日(金)までは禁煙週間です。受動喫煙から自分や子どもたちを守りましょう。

### 受動喫煙とは

喫煙している人の近くにいることでたばこの煙を吸ってしまうことを受動喫煙といいます。喫煙者本人が口から吸い込む煙(主流煙)よりも、たばこの先から出る煙(副流煙)の方が多くの有害物質が。赤ちゃんや子どもは自分でたばこの煙から逃げることはできません。周りの大人がたばこの煙から守ってあげましょう。

### たばこの煙は赤ちゃんの害に

妊婦の喫煙は、おなかの赤ちゃんの流産・早産につながります。受動喫煙で妊婦がたばこの煙を吸うと、生まれた赤ちゃんには低出生体重や乳幼児突然死症候

群などの危険性も。

### 受動喫煙は子どもに深刻な影響が

発達途中の子どもは受動喫煙で深刻な影響を受ける可能性があります。例えば、身体発育の低下や気管支喘息、言語能力の低下などを引き起こすことも。

### 禁煙をする人を支援します

喫煙習慣は「ニコチン依存症」という治療が必要な病気です。ニコチンへの依存度によって適した禁煙方法があります。本市では禁煙を決意した人を支援しています。気軽に問い合わせてください。



受動喫煙防止シンボルマーク「すいたくないポウヤ」

## 国保税の課税限度額が変更 軽減の対象世帯は拡大に

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6250

地方税法施行令の改正で、国民健康保険(国保)税の軽減と課税限度額が、表1・表2のとおり変更になりました。税率は変わりません。

なお、国保税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

表1 国保税の軽減			
軽減割合	対象となる世帯の前年の所得金額		(例) 3人世帯で1人だけ給与所得がある場合
	変更前	変更後	
7割	33万円以下		年収98万円以下の世帯
5割	33万円+24万5,000円×世帯主を除いた被保険者数以下	33万円+24万5,000円×被保険者数以下	年収が98万円を超え147万円以下の世帯
		33万円+24万5,000円×被保険者数以下	年収が98万円を超え177万5,000円以下の世帯
2割	33万円+35万円×被保険者数以下	33万円+45万円×被保険者数以下	年収が147万円を超え223万1,000円以下の世帯
		33万円+45万円×被保険者数以下	年収が177万5,000円を超え265万9,000円以下の世帯

表2 課税限度額		
区分	変更前	変更後
医療給付費分		51万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護納付金分(40歳～64歳)	12万円	14万円
合計	77万円	81万円